

次期大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1. 現状

平成28年3月に策定した「大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は令和元年度末までとなっています。

一方、国では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和元年12月に策定し、これに基づき地方でも次期総合戦略の策定が求められています。

こうしたことから、現行の総合戦略の延長及び次期総合戦略の策定について検討を行いました。

2. 期間延長及び次期総合戦略の策定について

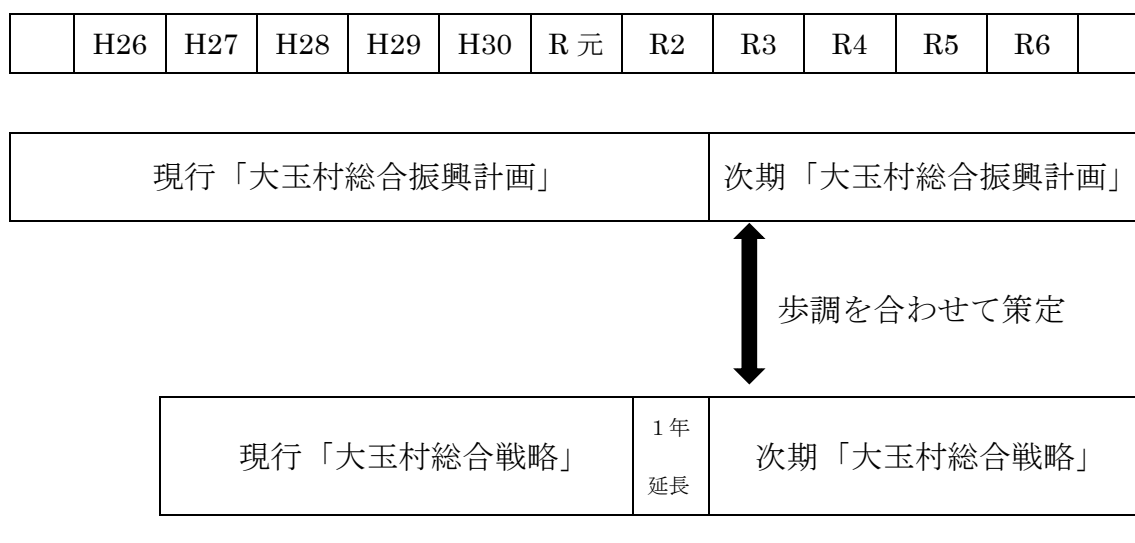
地方で策定する次期総合戦略については、可能な限り国の総合戦略の計画期間に合せることとなっていますが、それぞれの自治体の実情に合わせた計画期間を設けることも止むなしとされています。

一方、本村の最上位計画である「第四次大玉村総合振興計画」の計画期間が令和2年度で満了することから、今年度より次期「第五次大玉村総合振興計画」策定に向けて準備を進めています。

また、村の現行の総合戦略において『第四次大玉村総合振興計画は村政の最上位計画であり、村民の生活課題の解決を図り、村民生活の満足度を高めるための総合的な計画です。一方、大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、目標人口の達成を図るため、「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、「まち」を豊かにする計画です。いわば、総合振興計画に基づくまち・ひと・しごと創生に特化した分野別計画に位置付けられていますが、両計画は密接に関連していることから、整合性を確保しつつ策定する』とされています。このことから、現在策定準備中の第五次大玉村総合振興計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度であり、総合振興計画との整合性を図るには、次期総合戦略の始期を令和3年度とあわせることが望ましいと考えます。

以上のことを踏まえ、村では現行総合戦略の期間を1年延長し、計画期間を令和3年度～7年度とする次期総合戦略を策定するとの検討結果となりました。

「第四次大玉村総合振興計画」と「大玉村総合戦略」の計画期間イメージ図



3. 延長に伴う見直し

○主な施策について

- ・ 現在掲げている施策を基本とします。
- ・ 令和2年度までに、新たに推進する重点施策や国・県の地方創生関係交付金の対象となる事業などについて、必要に応じて追加等を検討します。

○延長する期間の数値目標・KPIの設定について

- ・ 原則として、平成31年度に示した最終数値目標及びKPIを1年スライドすることとします。
- ・ 新たな数値目標・KPIについては、原則、令和3年度からの次期計画で行いますが、事業が追加になったことに伴い必要であると考えられる場合や次期計画を見据えたうえで必要であると考えられる場合に追加設定を行います。

○評価方法について

- ・ 令和2年度のなるべく早い段階で、令和元年度の評価を含め、5年間の効果検証を行い、次期総合戦略に反映させることとします。